入　札　公　告

（標準型総合評価落札方式：事前審査方式）（入札説明書を兼ねる）

補助公共　道路メンテナンス事業（橋梁）浜岩橋上部工製作架設工事に係る一般競争入札を標準型総合評価落札方式により行うので、地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号。以下「自治令」という。）第１６７条の６第１項の規定により公告します。

本件は、自治令第１６７条の５の２第１項の規定により一般競争入札に参加する者に必要な資格（以下「入札参加資格」という。）を定めるとともに、入札参加資格の審査を入札前に行うものです。

また、フレックス工期による契約方式の実施対象工事であるので、受注者は工事開始期限日以前の任意の日を契約工期の始期日に設定し、工事完成期限日までの間の任意の日を契約工期の終期日に設定し、契約工期とすることができます。

令和７年９月１６日

群馬県知事　山本　一太

記

１　担当部局

（１）電子入札の執行に関すること

〒３７７－０４２４　群馬県吾妻郡中之条町大字中之条町７０９－１

群馬県中之条土木事務所　電話：０２７９－７５－３０４７

（２）事務的事項及び技術的事項に関すること

〒３７１－８５７０

群馬県前橋市大手町一丁目１番１号

群馬県県土整備部道路整備課　工事事務係（事務的事項）　電話：０２７－２２６－３５７１

橋梁係　（技術的事項）　電話：０２７－２２６－３５８５

２　工事の内容

（１）工 事 名

補助公共　道路メンテナンス事業（橋梁）

浜岩橋上部工製作架設工事

（２）工事場所

国道１４６号

群馬県吾妻郡長野原町大字羽根尾～古森　地内

（３）工事概要

鋼単純細幅箱桁橋

橋長　L＝68.7m　有効幅員　10.5m

・桁製作加工　加工鋼重　W＝343.1t

・桁架設工　（ベント併用クローラクレーン架設）
・床版工（鋼コンクリート床版）　A＝715.4m2
・橋面舗装工　A＝608.1m2

（４）工事詳細

別冊図面及び仕様書のとおり

（５）工期

工事開始期限日　令和８年３月１２日（木）

工事完成期限日　令和９年１０月２９日（金）

３　入札参加形態

単体又は特定建設工事共同企業体による参加

４　条件付一般競争入札（事前審査方式）に参加する者に必要な資格（以下「入札参加資格」という。）

この公告の日から開札の日までの期間において、次に掲げる要件をすべて満たす者であること。

（１）　共同企業体の場合の共同企業体の結成要件

①　構成員数は２者とし、共同企業体の代表者（以下「代表者」という。）１者と代表者以外の構成員１者の組合せとする。

②　共同企業体の結成は、自由意思にゆだねる自主結成方式とする。ただし、共同企業体の構成員は、同時に他の共同企業体の構成員になること及び単体での参加はできない。

③　共同企業体の構成員の出資比率は、３０％以上とする。

（２）　単体又は共同企業体の場合の構成員の資格要件

単体又は共同企業体の構成員は、次に掲げる共通事項及び構成員の区分に応じ、当該区分に掲げる要件をすべて満たすものとする。

①　共通事項

ア　自治令第１６７条の４第１項に規定する契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者でないこと。

イ　群馬県財務規則第１７０条第２項に規定する入札の参加制限を受けていない者であること。

ウ　群馬県建設工事請負業者等指名停止措置要綱第２条第２項に規定する指名停止を受けていない者であること。

なお、イ及びウにおいて営業の譲渡を受けた者は、営業を譲渡した者が入札参加制限又は指名停止措置等を受けているときは、それらの措置を引き継ぐ。

エ　群馬県建設工事請負業者選定要領（以下「選定要領」という。）第１０条第１項に規定する建設工事入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登載された者であること。

オ　この入札における入札参加資格確認通知を受けている者であること。

カ　健康保険法（大正１１年法律第７０号）第４８条、厚生年金保険法（昭和２９年法律第１１５号）第２７条及び雇用保険法（昭和４９年法律第１１６号）第７条の規定による届出の義務を履行している者であること。（当該届出の義務がない者を除く。）

キ　会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づき更生手続開始の申立てを行っている者又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づき再生手続開始の申立てを行っている者に

あっては、手続開始決定後に資格者名簿に登載された者であること。

ク　この工事に係る設計業務等の受託者でないこと又は当該受託者と資本関係又は人的関係がない者であること。

ケ　この入札に参加する者が次に掲げる要件のいずれにも該当しないこと。なお、辞退者を決めるために当事者間で連絡を取ることは、群馬県競争入札心得第７条第１項に抵触しない。

（ア）　資本関係

ア）　親会社（会社法施行規則第３条第３項の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社（会社法施行規則第３条第３項の規定による子会社をいう。以下同じ。）の関係にあること。（子会社又は子会社の一方が会社更生法第２条第７項に規定する更生会社（以下「更生会社」という。）又は民事再生法第２条第４号に規定する再生手続（以下「再生手続」という。）が継続中である会社を除く。以下同じ。）

イ）　親会社が同じであり、双方が子会社の関係にあること。

（イ）　人的関係

ア）　一方の会社等の役員（会社法施行規則第２条第３項第３号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合。ただし、会社の一方が更生会社または再生手続が存続中の会社である場合は除く。

Ⅰ　株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。

・会社法第２条第１１号の２に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役

・会社法第２条第１２号に規定する指名委員会等設置会社における取締役

・会社法第２条第１５号に規定する社外取締役

・会社法第３４８条第１項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役

Ⅱ　会社法第４０２条に規定する指名委員会等設置会社の執行役

Ⅲ　会社法第５７５条第１項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第５９０条第１項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）

Ⅳ　組合の理事

Ⅴ　その他業務を執行する者であって、ⅠからⅣまでに掲げる者に準ずる者

イ）　一方の会社の役員が他方の会社の会社更生法第６７条第１項又は民事再生法第６４条第２項の規定により専任された管財人を現に兼ねていること。

（ウ）　その他入札の適正さが阻害されると認められるとき。

（ア）又は（イ）と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められるとき。

コ　建設業法（昭和２４年法律第１００号）に基づく鋼構造物工事について、特定建設業の許可を受けている者であること。

②　単体及び共同企業体の場合の代表者

ア　群馬県の令和６・７年度建設工事入札参加資格者名簿における鋼構造物工事の総合数値が７６０点以上の者であること。

イ　この公告の工事と同種の工事を、国内において元請け（単体または共同企業体の構成員（出資比率２０％以上に限る））として施工し、平成２７年４月１日から令和７年３月３１日までに完

成引渡しをした実績がある者。

ただし、ここでいう同種の工事とは、道路橋（A活荷重またはB活荷重）の鋼箱桁橋上部工を、工場製作と架設工事を一体で施工した実績とし、以下の工事に該当するものであること。

（ア）　公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第２条第２項に定める公共工事

（イ）　国、特殊法人等、地方公共団体が事業主体となって委託発注した工事

（ウ）　地方公共団体が設立した地方道路公社が発注した工事又は委託工事

ウ　この公告の工事に対応する許可業種に係る監理技術者又は主任技術者を工場製作期間中に配置できること。ただし、次に掲げる要件を満たすこと。

なお、特例監理技術者の配置ができるのは、請負代金額が１億円未満の工事の場合である。

（ア）　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

（イ）　入札参加資格の確認申請前において３か月以上継続して雇用している者であること。

または、「企業集団内の出向社員に係る監理技術者等の直接的かつ恒常的な雇用関係の取り扱い等について」（国不建技第２９１号 令和６年３月２６日付け国土交通省不動産・建設経済局建設業課長通知）の要件を満たした者であること。

エ　この公告の工事に対応する許可業種に係る監理技術者又は主任技術者を架設工事期間中に専任で配置できること。ただし、４（２）②ウ（ア）及び（イ）に掲げる要件を満たすこと。

なお、特例監理技術者の配置ができるのは、請負代金額が１億円未満の工事の場合である。

③　共同企業体の場合の代表者以外の構成員

ア　群馬県の令和６・７年度建設工事入札参加資格者名簿における鋼構造物工事の総合数値が７６０点以上の者であること。

イ　県内に建設業法に基づき設置された本店又は営業所があること。

ウ　この公告の工事と同種の工事を、国内において元請け（単体または共同企業体の構成員（出資比率２０％以上に限る））として施工し、平成２７年４月１日から令和７年３月３１日までに完成引渡しをした実績がある者。

ただし、ここでいう同種の工事とは、鋼橋上部工を工場製作と架設工事を一体で施工した実績とし、以下の工事に該当するものであること。

（ア）　公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第２条第２項に定める公共工事

（イ）　国、特殊法人等、地方公共団体が事業主体となって委託発注した工事

（ウ）　地方公共団体が設立した地方道路公社が発注した工事又は委託工事

エ　この公告の工事に対応する許可業種に係る監理技術者又は主任技術者を工場製作期間中に配置できること。ただし、４（２）②ウ（ア）及び（イ）に掲げる要件を満たすこと。

なお、特例監理技術者の配置ができるのは、請負代金額が１億円未満の工事の場合である。

オ　この公告の工事に対応する許可業種に係る監理技術者又は主任技術者を架設工事期間中に専任で配置できること。ただし、４（２）②ウ（ア）及び（イ）に掲げる要件を満たすこと。

なお、特例監理技術者の配置ができるのは、請負代金額が１億円未満の工事の場合である。

（３）その他必要な事項は、群馬県建設工事に係る共同企業体取扱要綱によること。

５　設計業務等の受託者

（１）この公告における「この工事に係る設計業務等の受託者」とは、次に掲げる者である。

株式会社近代設計

（２）この公告における「当該受託者と資本関係又は人的関係がない者」とは、（１）に掲げる者が行った群馬県調査・測量・コンサルタント等入札参加資格申請における関連建設業者報告書に記載がない建設業者をいう。

6　入札参加資格の確認

この公告の工事の競争入札の参加希望者は、次に従い、入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び４に掲げる入札参加資格を有することを証明するため、入札参加資格確認資料（以下「資料」という。）を提出し、入札参加資格の有無について、確認を受けなければならない。

なお、申請期限日までに申請書及び資料を提出しない者又は入札参加資格がないと認められた者は、この公告の競争入札に参加することができない。

（１）単体の場合

①　申請書及び資料提出期間

令和７年９月１６日（火）から令和７年９月３０日（火）午後４時まで

②　提出方法

ぐんま電子入札共同システム（以下「電子入札システム」という。）による。

URL:https://portal.g-cals.e-gunma.lg.jp/portal/

※ＩＣカード更新等により同システムへの入力が不可能な場合は契約担当者と協議すること。

（２）特定建設工事共同企業体の場合

①　申請書及び資料の提出期間

令和７年９月１６日（火）から令和７年９月３０日（火）までの毎日（ただし、群馬県の休日を定める条例第１条に規定する県の機関の休日（以下「群馬県条例の休日」という。）並びに平日の正午から午後１時を除く。）午前９時から午後４時までとする。

②　提出場所

〒３７１－８５７０　　群馬県前橋市大手町一丁目１番１号

群馬県県土整備部道路整備課　工事事務係（県庁舎２０階南フロア西側）

③　提出方法

申請書及び資料は提出場所に直接持参することとし、郵送または電送（電子メール及びファクシミリ）によるものは認めない。

また、上記期間中に特定建設工事共同企業体の**代表者**は、**電子入札システムへの入力（持参する入札参加資格確認申請書（別記様式１－１）の写しのみ）**も必ず行うこと。

URL:https://portal.g-cals.e-gunma.lg.jp/portal/

※ＩＣカード更新等により同システムへの入力が不可能な場合は契約担当者と協議すること。

（３）提出する書類は、次のとおりとする。

①　単体の場合

ア　入札参加資格確認申請書（別記様式１－２）

イ　最新の経営規模等評価結果通知書　総合評定値通知書の写し

ウ　同種の工事の施工実績（別記様式２－１）

エ　監理（主任）技術者等の資格等（別記様式３－１、３－３）

オ　ウ及びエを補足するための資料（図面、各種資格者証の写し、健康保険証の写し等）
カ　電子契約用メールアドレス届出書（電子契約を選択する場合のみ）

② 特定建設工事共同企業体の場合
ア　入札参加資格確認申請書（別記様式１－１）
イ　最新の経営規模等評価結果通知書　総合評定値通知書の写し
ウ　同種の工事の施工実績（別記様式２－１、２－２）
エ　監理（主任）技術者等の資格等（別記様式３－１～３－４）
この公告における入札参加資格を確認できる配置予定技術者の資格及び申請時における他工事の従事状況等を記載すること。
なお、配置予定技術者を複数名としている場合は、全ての者について作成すること。
オ　ウ及びエを補足するための資料（図面、各種資格者証の写し、健康保険証の写し等）
カ　電子契約用メールアドレス届出書（電子契約を選択する場合のみ）
キ　共同企業体入札参加資格申請書（別記様式第１号）、特定建設工事共同企業体協定書（別記様式第２号）、特定建設工事共同企業体誓約書（別記様式第４号）及び代表構成員への他構成員の委任状
※ア～カをクリップ留めしたものを１部、キの各様式等をクリップ留めしたものを２部提出すること
注）提出書類の様式は、公告ごとに改定する場合があるので、電子入札システムに掲載したものを使用すること。

（４）提出する書類は、次のとおり作成すること。
① 単体の場合
ア　施工実績
４（２）②イに掲げる資格があることを確認できる同種の工事の施工実績を、別記様式２－１に記載すること。なお、記載する同種の工事の施工実績の件数は１件でよい。
イ　配置予定技術者
４（２）②ウ及び４（２）②エに掲げる資格があることを確認できる配置予定技術者の資格及び申請時における他工事の従事状況等を、それぞれ別記様式３－１及び３－３に記載すること。なお、配置予定技術者を複数名としている場合は、全ての者について作成すること。
ウ　契約書の写し
アにおいて記載すべき工事が、一般財団法人日本建設情報総合センターの「工事実績情サービス（ＣＯＲＩＮＳ）」に登録されていて内容が確認できる場合は、当該工事の契約書の写しを提出する必要はない。また、ＣＯＲＩＮＳの打ち出し帳票類を提出する必要もない。
ただし、当該施工実績工事の内容を証明する資料として、工事の概要がわかる図面（橋梁一般図等）の写しはＣＯＲＩＮＳ登録の有無に関わらず必ず添付すること。
② 特定建設工事共同企業体の場合
ア　施工実績
４（２）②イ 及び ４（２）③ウ に掲げる資格があることを確認できる同種の工事の施工実績を、それぞれ別記様式２－１及び２－２に記載すること。なお、記載する同種の工事の施工実績の件数はそれぞれ１件でよい。

イ　配置予定技術者

４（２）②ウ、エ及び４（２）③エ、オ に掲げる資格があることを確認できる配置予定技術者の資格及び申請時における他工事の従事状況等を、それぞれ別記様式３－１～３－４に記載すること。なお、配置予定技術者を複数名としている場合は、全ての者について作成すること。

ウ　契約書の写し

アにおいて記載すべき工事が、一般財団法人日本建設情報総合センターの「工事実績情報サービス（ＣＯＲＩＮＳ）」に登録されていて内容が確認できる場合は、当該工事の契約書の写しを提出する必要はない。また、ＣＯＲＩＮＳの打ち出し帳票類を提出する必要もない。

ただし、当該施工実績工事の内容を証明する資料として、工事の概要がわかる図面（橋梁一般図等）の写しはＣＯＲＩＮＳ登録の有無に関わらず必ず添付すること。

（５）配置予定技術者選考にあたっての注意事項

同一の技術者を重複して複数工事の配置予定技術者とする場合において、他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができなくなったときは、入札してはならず、申請書を提出した者は、直ちに当該申請書の取下げ（入札辞退）を行うこと。他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができないにもかかわらず入札した場合においては、指名停止を行うことがある。

なお、配置予定技術者を１人に特定できない場合は、複数の技術者を配置予定技術者とすることができる。

（６）入札参加資格の確認は、申請書及び資料の提出期限日をもって行うものとし、その結果は令和７年１０月７日（火）までに通知する。

（７）入札参加資格の確認後であっても、資格の確認を行った日の翌日から開札の日までの期間に、入札参加資格があると認められた者が指名停止措置を受けた場合には、入札参加資格の確認を取り消すとともに、その旨通知する。

（８）その他

①　契約担当者は、提出された申請書及び資料を、入札参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しない。

②　提出期限以降における申請書又は資料の差し替え及び再提出は認めない。ただし、入札参加資格審査において疑義が生じた場合に提出を求めるものは除く。

③　申請書及び資料は返却しない。

④　申請書及び資料に関する問い合わせ先

〒３７１－８５７０　　群馬県前橋市大手町１－１－１

群馬県県土整備部道路整備課　工事事務係　電話：０２７－２２６－３５７２

７　入札参加資格がないと認めた理由

（１）入札参加資格がないと認められた者は、群馬県に対して入札参加資格がないと認めた理由について、次に従い、書面（別記様式５）により説明を求めることができる。

①　提出期間　通知を行った日の翌日から起算して５日（群馬県の休日を定める条例第１条に規定する県の機関の休日を含まない。）以内の午前９時から午後４時まで

ただし、平日にあっては正午から午後１時までの時間を除く。

② 提出場所　〒３７１－８５７０
群馬県前橋市大手町１－１－１
群馬県県土整備部道路整備課工事事務係

（２）説明を求められたときは、申し立て受付最終日の翌日から起算して５日（群馬県の休日を定める条例第１条に規定する県の機関の休日を含まない。）以内に説明を求めた者に対して書面により回答する。

8　別冊図面、仕様書以外の詳細図面、仕様書（金額抜き設計書）及び現場説明書（以下「設計図書等」という。）

（１） 設計図書等は、令和７年９月１６日（火）から令和７年１０月３０日（木）まで電子入札システム（入札情報公開システム）により閲覧できる。

（２）設計図書等に係る質問がある場合には、簡易な内容を除き別添エクセルファイルにより提出すること。

提出は電子メールにより行い、メールの件名は「浜岩橋上部工製作架設工事に関する質問書送付について」とし、ファイル名は「質問書（○○）」（○○の部分は入札参加者名）とすること。

また、送信した旨を②の提出先へ必ず電話連絡すること。電話連絡がない場合は受理しないことがある。

① 提出期間

設計図書等に係る質問は、令和７年９月１６日（火）から令和７年１０月１６日（木）までの午前９時から午後４時まで（群馬県条例の休日並びに平日の正午から午後１時は除く。）に別添エクセルファイルにより提出すること。

ただし、入札参加資格に関する質問をする場合は、回答が６（１）及び（２）に記載した受付締め切り期日に間に合うように時間的余裕をもって提出すること。

なお、群馬県条例の休日並びに平日の正午から午後１時までを除く。

② 提出先

〒３７１－８５７０　群馬県前橋市大手町１－１－１
群馬県県土整備部道路整備課　工事事務係
E-mail:douseibi@pref.gunma.lg.jp
電話：０２７－２２６－３５７１

（３）（２）により説明を求められたときは、令和７年１０月２０日（月）までに、電子入札システムにより回答し、閲覧に供する。

① 閲覧期間　　令和７年９月１６日（火）から令和７年１０月３０日（木）までの毎日

② 閲覧場所　　電子入札システム（入札情報公開システム）による。

9　現場説明会

行わない。

10　総合評価落札方式に関する資料（以下「評価項目算定資料」という。）

（１）　この入札において参加資格があると通知を受けた者は、別添「総合評価点算定基準（標準型土木関係）」により、評価項目算定資料を作成すること。

（２）評価項目算定資料は、令和７年１０月７日（火）から令和７年１０月２１日（火）までの毎日午前９時から午後４時まで（群馬県条例の休日並びに平日の正午から午後１時を除く。）群馬県県土整備部道路整備課工事事務係に直接持参することとし、郵送または電送によるものは認めない。

①　評価項目算定資料の提出について（様式第４－１号）
②　評価項目算定資料一覧表（様式第５－１号）
③　企業工事成績対象工事一覧（様式第５－６号）
④　企業施工実績評価資料（様式第６号）
⑤　地域内拠点確認資料（建設業許可申請書様式第１号及び別紙の写し　他）
⑥　災害時の基礎的事業継続計画策定資料（認定書の写し）
⑦　県内企業下請活用計画（様式第９号）
⑧　配置予定技術者施工実績評価資料（様式第１１号）
⑨　施工計画（様式第１２－１号）※
⑩　建設キャリアアップシステム活用申告書（様式第１４号）

以上の様式とその説明書類をクリップ留めにし１部を提出すること。また、併せてＰＤＦ形式で作成した施工計画（様式第１２－１号）を保存したＣＤ－Ｒを１部提出すること。

配置予定技術者を複数名とした場合、※の付いた様式は配置予定技術者ごとに作成すること。

（３）評価項目算定資料は、提出期限日以降の差し替え及び再提出は認めない。

（４）評価項目算定資料の審査において疑義が生じたときは、評価項目算定資料の再提出を求めることがある。

（５）評価項目算定資料は返却しない。

（６）施工計画（様式１２－１号）は、これに基づいてヒアリングを実施するので、配置予定技術者本人が作成すること。

施工計画記載項目ごとにＡ４用紙横書き１枚程度で補助説明資料の提出を認める（施工計画（様式１２－１号）注意書き参照）。補助説明資料を提出する場合は、ＰＤＦ形式で作成した補助説明資料を10（２）記載のＣＤ－Ｒに施工計画と共に保存し、提出すること。

（７）提出書類の様式は、公告ごとに改定する場合があるので、電子入札システムに掲載したものを使用すること。

11　配置予定技術者のヒアリング

評価項目算定資料の提出期限後から入札開始までの間に、配置予定技術者に対するヒアリングを実施する。ヒアリングの開催日は、令和７年１０月２２日（水）から令和７年１０月２４日（金）までのうち別途指定する１日とし、時刻及び会場等については、入札参加資格確認通知の後に別途通知する。

開催日の変更・調整は原則できないので、配置予定技術者等の出席日程をあらかじめ確保しておくこと。

12　入札方法等

（１）この入札は、電子入札システムにより行う。

（２）入札金額の記載

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の１００分の１０に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の１１０分の１００に相当する金額を入札書に記載すること。

（３）入札書の引き換え又は変更は認めない。

（４）入札執行回数は原則として２回までとする。

（５）再入札については別添資料のとおりとする。

13　入札手続等

（１）入札開始日時

令和７年１０月２７日（月）午前９時

（２）入札書及び工事費内訳書提出締切り日時

令和７年１０月３０日（木）午後３時

（３）工事費内訳書開封予定日時

令和７年１０月３０日（木）午後３時０１分

（４）開札予定日時

令和７年１０月３１日（金）午前９時

14　入札保証金

免除

15　契約保証

契約保証については、次のなかから受注者が選択するものとする。

（１）契約保証金の納付

（２）金銭保証人（金融機関又は保証事業会社の保証）

（３）履行保証保険

（４）公共工事履行保証証券による保証（付保割合１０％以上）

（５）利付国債もしくは地方債

16　工事費内訳書

（１）入札参加者は、第１回目の入札に際し、自己の見積金額にかかわらず工事費内訳書を提出すること。

（２）入札参加者は、契約担当者が電子入札システムに添付した「工事費内訳書の作成例及び工事費内訳書の提出における留意点について」を確認のうえ、同システムに併せて添付した工事費内訳書の所要欄に入力し、契約担当者が指定する日時までにエクセルファイルにより提出すること。

契約担当者が添付した工事費内訳書の様式ではないもので作成された工事費内訳書や、エクセ

ルファイル以外での提出は一切認めない。

（３）工事費内訳書における工事価格は入札金額と必ず一致すること。

（４）工事費内訳書は返却しない。

17　開札

（１）開札は入札事務に関係のない職員を立ち会わせて行う。

（２）入札者又はその代理人から要求があったときは、立ち会いを認める。

18　入札の無効

（１）入札参加資格がない者が行った入札

（２）入札に係る不正行為を行った者による入札

（３）虚偽の申請書又は資料を提出した者が行った入札

（４）同一の者が行った複数の入札

（５）ＩＣカードの不正使用により行った入札

（６）工事費内訳書を提出しない者が行った入札

（７）工事費内訳書における工事価格と入札金額が一致しないとき

（８）落札候補者が開札から落札決定までの間に指名停止となったとき

（９）その他入札に関する条件に違反したとき

(10) 無効の入札を行った者を落札者としていたときは、落札決定を取り消す

19　総合評価に関する事項

（１）総合評価点とは、価格点と価格以外の評価点を総合した評価点をいう。

（２）価格点とは、入札価格に基づいて算定した評価点をいう。

（３）価格以外の評価点とは、施工能力等から算定した評価点をいう。

（４）次に掲げる要件をすべて満たす者は､総合評価点算定基準（標準型　土木関係）により配点する。

ア　評価項目算定資料を提出した者であること。

イ　入札書が無効でないこと。

ウ　入札書記載金額が予定価格の制限の範囲内の者であること。（失格になった者を除く。）

（５）評価項目算定資料は公表しない。

20　落札者の決定方法

（１）総合評価点の最も高い者を落札者とする。

（２）総合評価点の最も高い者が複数いるときは、価格以外の評価点がより高い者を落札者とし、価格以外の評価点及び価格点も同値の場合には入札書記載金額のより低い者を落札者とする。さらに入札書記載金額も同額の場合にはくじ引きにより落札者を決定する。

（３）この入札は低入札価格調査制度を適用する。

（４）総合評価点の最も高い者が調査基準価格を下回る入札をしたときは低入札価格調査（以下「低入調査」という。）を実施したうえで落札者を決定する。

（５）低入調査の対象となった者は低入調査の実施に協力すること。

（６）低入調査を受けることを拒否した者には、指名停止を行うことがある。

（７）低入調査の対象となった者が、この工事を施工する能力がないと認められるとき又はその者と契約することが公正な取引の秩序を乱すおそれがあり、著しく不適正であると認められるときは、落札者としない。

（８）低入調査の対象となった者を落札者としないときは、総合評価点の次順位以降の者について低入調査の実施又は予定価格の制限の範囲内の入札であることを確認したうえで落札者を決定する。

（９）この入札は失格基準価格を設ける。失格基準価格を下回る入札をした者は失格とする。

(10) 落札者を決定したときは、電子入札システムにより通知する。

(11) この入札の審査結果は、電子入札システムにより公表する。

21　工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象に関する情報の通知

落札者（随意契約の場合にあっては、契約の相手方）は、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 20 条の 2 第 2 項の規定に基づき、工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象が発生するおそれがあると認める時は、落札決定（随意契約の場合にあっては、契約の相手方の決定）から請け負い契約を締結するまでに、契約担当者に対して、その旨を当該事象の状況の把握のため必要な情報と併せて通知すること（別記様式７）。

22　低入札時の監督体制の強化等の追加措置

低入札価格調査の結果、調査基準価格を下回る価格により落札した者と契約する場合において、適正な施工の確保及び下請業者等の施工管理を的確に行える体制を確保するため、以下について実施する。

(1) 架設工事期間中、主任(監理)技術者とは別に公告に定める監理技術者の資格を有する技術者(以下、「追加で求める技術者」という。)の配置を求める。共同企業体の場合は、代表者のみ追加で求める技術者の配置を求める。なお、追加で求める技術者は、専任で工事現場に常駐とする。

(2) 追加で求める技術者は、建設業法に定める主任(監理)技術者として及び、監理技術者運用マニュアルによる監理技術者を補佐する他の技術者として配置することは認めない。

(3) 主任(監理)技術者及び追加で求める技術者は、現場代理人を兼務することはできない。

(4) (1)の追加で求める技術者は、平成27年4月1日から令和7年3月31日までに完成引き渡しが完了した以下の要件をすべて満たす架設工事について、主任(監理)技術者としての専任実績(単体又は共同企業体の場合は代表者)を有していなければならない。

(ア) 道路橋(B 活荷重)の鋼単純箱桁橋(支間長66．7m以上、最小平面曲率半径120m以下)で、床版形式が鋼・コンクリート合成床版であるであること。なお、架設工事と鋼・コンクリート合成床版の工事を1契約で一体として施工したものであること。

(イ) ベント併用クローラクレーン架設工事であること。

(5) 低入札価格調査の対象となった者は、別途通知する低入札価格調査の実施通知書で定める関係資料を、通知書の通知日の翌開庁日15時までに提出しなければならない。

(6) 低入札価格調査の実施前に、入札の辞退を行うことができる。なお、その場合には、書面をもって提出することを要する。

23　工事請負契約書

（１）本工事は電子契約を選択することができる。電子契約を選択する場合は、事前に「電子契約用メールアドレス届出書」を提出した上で、次項により作成した契約書及び契約約款の電子データ

を電子メールにより提出すること。

（２）落札者は群馬県建設工事執行規程により、契約書を作成すること。

なお、執行規程による契約約款は改正されることがあるので、次に記載の群馬県ホームページで必ず確認すること。

契約書の標準的な様式は群馬県ホームページで閲覧可能である。（次のＵＲＬを参照のこと）

ＵＲＬ：https://www.pref.gunma.jp/site/nyuusatsu/10973.html

本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付けるＶＥ方式の工事であるので、標準的な契約約款に以下の条項を追加して作成すること。

（設計図書の変更に係る受注者の提案）

第１９条の２　受注者は、この契約締結後、設計図書に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする施工方法等の設計図書の変更について、発注者に提案することができる。

２　発注者は、前項の規定に基づく受注者の提案を受けた場合において、提案の全部又は一部が適正であると認められるときは設計図書を変更し、これを受注者に通知しなければならない。

３　発注者は、前項の規定により設計図書を変更した場合において、必要があると認められるときは、請負代金額を変更しなければならない。

24　支払条件

（１）前払金

各会計年度出来高予定額の４０％以内

（２）中間前金払

各会計年度に１回

支払条件の詳細は、県発注工事に係る中間前金払制度に関する取扱いによる。

（３）部分払

前金払を請求した場合：各会計年度３回以内

前金払を請求しない場合：各会計年度４回以内

中間前金払を行った場合は、部分払の回数を１回減じる。

25　火災保険を付することの要否

否

26　この工事に密接な関連がある他の工事

この工事の落札者と随意契約を締結する予定なし

27　審査請求

（１）入札参加資格の申請を行った者のうち、契約担当者から入札参加資格がないと認められた者は、群馬県知事に対して審査請求を行うことができる。

（２）審査請求先は、群馬県中之条土木事務所とする。

28　群馬県議会に付すべき契約

（１）５億円以上の工事請負契約は、地方自治法第９６条第１項第５号の規定に基づき群馬県議会の議決に付すべき契約に該当するので、建設工事請負仮契約書を作成する。

（２）この契約に基づく本契約の締結について群馬県議会の議決があったときは、地方自治法第２３４条第５項に規定する契約書とみなす。

29　その他

（１）入札参加者は群馬県競争入札心得を遵守すること。

（２）虚偽の申請書及び資料を提出した者には、指名停止を行うことがある。

（３）落札者は、４の資料に記載した配置予定技術者を当該工事に配置すること。契約担当者は落札者が監理技術者等を適正に配置しないときは契約を締結しないことがある。

（４）資料の作成及び提出に係る費用は入札参加者の負担とする。

（５）指名停止期間中の者とは契約を締結しないものとする。

（６）この説明書は、この工事に係る手続以外の目的に使用してはならない。

（７）建設工事に関する諸規程は、群馬県ホームページにおいて閲覧できる。

ＵＲＬ：https://www.pref.gunma.jp/site/nyuusatsu/10974.html

（８）この工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付けるＶＥ方式の工事である。受注者は、契約締結後において設計図書に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする施工方法等に係る設計図書の変更について契約担当者に提案することができる。契約担当者は、提案を適正と認めたときは設計図書を変更するとともに、必要があると認めたときは請負代金額の変更を行う。詳細は特記仕様書による。

（９）受注者は、この公告で指定した工事開始日以前において契約工期の始期日、契約工期の始期日から工事完成期限日までの間において契約工期の終期日を自由に設定することができる。

受注者が工事開始期限日以前において契約工期の始期日を設定したときは、工事請負契約を締結したときから、契約工期の始期日の前日までの期間における現場代理人及び監理技術者または主任技術者の配置を求めない。

契約締結日から契約工期の始期日の前日までの現場管理は、契約担当者の責任において行うこととし、受注者は資材の搬入及び仮設物の設置等を行ってはならない。